

## 瀬戸市内商店街(瀬戸市)

### 【銀座通り、末広町、中央通、みなみ、新瀬戸、效範西部、品野、新開地、菱野団地の9商店街振興組合】

#### キャッチフレーズ

「魅力あるまちせと」を目指して、本来の「商店街」を地域に実現！

～「まちなか再生」と「地域コミュニティ再生」を基本理念として～

#### 活性化モデル商店街としてのモデル性

瀬戸市では、市・商工会議所が市内商店街全体のコーディネーターとなって、商店街が有すべき機能強化をキーワードに、市内各エリアの特性に応じた取組によって、地域の再生を図ろうとするものである。

北部エリア商店街(品野商店街)

社会的機能(地域コミュニティのつなぎ役、市民活動の場等)の強化を目指す生活支援型商店街

南部エリア商店街(菱野団地商店街)

経済的機能(時代や消費者ニーズにあった小売、サービス業の充実や新ビジネス創出等)及び社会的機能の強化を目指す生活支援型商店街

中心市街地エリア商店街(銀座通り、末広町、中央通、みなみ、新開地商店街)

経済的機能及び社会的機能の強化を目指す生活支援型商店街

西部エリア商店街(效範西部、新瀬戸商店街)

社会的機能の強化を目指す生活支援型商店街

## 商店街の将来ビジョン

### 【基本的な考え方】

市内商店街及び瀬戸市、瀬戸商工会議所は、商店街が有する「歴史的背景(なぜそこに存在するのか。どのように発展してきたのか等)」に基づき、本来の商店街が有すべき「経済的機能(時代や消費者ニーズにあった小売、サービス業の充実や新ビジネス創出等)」と「社会的機能(地域コミュニティのつなぎ役、市民活動の場等)を充足させ、「まちなか再生」と「地域コミュニティ再生」の実現を目指すことが、今後の商店街及び商業の活性化と、それに伴う「地域の魅力」向上に必要という共通認識を持っている。

### 【モデル性について】

この共通認識に基づき、市内東西南北のエリア内に点在している各商店街が、「経済的機能」強化と「社会的機能強化」の充足による「まちなか再生」と「地域コミュニティ再生」を個々の商店街の個性に基づき実施することで、各商店街が相互に補完しあい市内商店街全体の活性化を進めようとするものである。

#### 北部エリア

歴史や自然、地域住民との連携を活かし、安心して過ごせるまちづくりの担い手としての機能強化を目指す。

## 南部エリア

団塊世代、高齢者、子供たちが生きがいや楽しみを見出せる地域の交流拠点づくりの担い手としての機能強化を目指す。

## 中心市街地エリア

瀬戸の中心市街地として、地域の歴史や文化を活かし、広域的な集客と市民の活動（NPO活動や起業促進等）の場所づくりの担い手としての機能強化と新たなサービスや商品の開発を目指す。

## 西部エリア

新旧住民や、子供たちが安心して暮らせるまちづくりの担い手としての機能強化を目指す。

## **具体的に取組む事業内容**

### 【全エリア共通の事業】

市内商店街戦略会議(20年度～22年度)

市内商店街振興組合理事長等による事業進捗状況や課題を持ち寄り、その解決に向けた話し合いを行い、当該プランにおける実のある事業展開を図る。

瀬戸達人商人育成塾事業(20年度～22年度)

既存事業者のレベルアップと人材育成を図る。

せと しごと塾事業(20年度～22年度)

多くの市民がコミュニティビジネスに取り組める土壌整備を行い、市民等の起業家創出を目指す。

ノスタルジックまちづくり事業(20年度～22年度)

市内商店街と瀬戸蔵が連携して中高年が生きて甲斐と楽しさを見出せるソフトプログラムを実施する。

### 【北部エリアの事業】

近隣商店街連携事業(20年度～22年度)

地元観光協会や陶磁器作家グループ等と商店街の連携事業を促進させる。

安全まちづくり事業(20年度～22年度)

商店街が地域小中学生の通学時など安全確保を行う。

### 【南部エリアの事業】

空き店舗活用事業(20年度～22年度)

### 【中心市街地エリアの事業】

新ビジネス育成事業(20年度～22年度)

産学連携等による新ビジネスの創出できる土壌整理をする。

娯楽ゾーン形成事業(20年度～22年度)

瀬戸蔵を中心に商店街を「市民の娯楽の場」として復興させる。

陶の灯り路形成事業(20年度～22年度)

陶都せとを体感できる景観を商店街内に市民とともに作り上げ市民と商店街の協同事業を実施する。

瀬戸蔵賑わい創出事業(20年度～22年度)

瀬戸蔵開館5周年を機に多くの市民を中心市街地商店街に誘導するため商店街と

連携したイベントを実施する。

【西部エリアの事業】

商店街連携事業(20年度～22年度)

商店街が地域と連携して、共通の課題解決に向けた取り組みを実施する。

こども110番事業(20年度～22年度)

小学生の安全確保を図るための告知等を行う。